

安八町告示第3号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年12月19日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年1月30日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

碓井

昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年12月19日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年12月25日に支出された交流会代（豊城市来町）243,372円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月9日付 安総第3843号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月9日付 安総第3844号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月9日付 安総第3845号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年8月9日付 安総第3846号 情報公開請求却下通知書

7. 令和元年8月9日付 安総第3847号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

(3)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年12月20日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年12月25日に支出された交流会代（豊城市来町）243,372円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

(4)

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年1月27日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

### 2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年12月23日、令和2年1月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

①監査対象課を生涯学習課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 安八町(以下「町」という。)と江西省豊城市(以下「豊城市」という。)との国際交流の経緯は、1993年(平成5年)8月に江西省の招聘による訪中がはじまりである。

当時、名森小学校の校長が前任校の養老町で実施してきた、児童の中国訪問が国際化に対応した学校教育に大きな役割を果たしていたことから、町の子どもたちにも「ぜひ体験を」と、小学生の中国訪問を町教育委員会へ強く働きかけたことがきっかけとなり始まった。

児童による豊城市との交流が始まってから3年後には、豊城市的児童が町を訪問することになり、相互訪問による交流・友好親善が広がってきた。

そして、2001年(平成13年)5月に安八町で交わされた「豊城市と日本国岐阜県安八町の友好交流往来の覚書」へと発展した。

さらには、2007年(平成19年)8月に豊城市にて「友好都市締結協定書」を調印し、年を追うごとに充実した交流が図られるようになった。

(2) 平成30年12月6日(木)、豊城市訪問団15名(児童8名、引率者6名、通訳1名)(以下「訪問団」という。)が町を訪れた。

(3) 平成30年12月7日(金)、訪問団のうち児童8名は、町立結小学校で給食体験を兼ねた学校交流等を予定していた。

(4) 平成30年12月8日(土)、訪問団のうち児童8名は、町側のホストファミリー(以下「ホストファミリー」という。)との交流を通じて、お互いの友好親善の輪を広げることを目的として、それぞれがホストファミリー宅への訪問を予定していた。

(5) 訪問団は、(2)の期日の午後6時30分から、大垣市内の飲食店で町が主催する交流会に出席した。

(6) (5)にいう交流会の目的は、(3)、(4)を迎えるにあたり、交流会にて訪問団とホストファミリーとコミュニケーションを図ることであった。

(7) 交流会の出席者は、訪問団15名、ホストファミリー27名、町関係者17名

- (以下「出席者ら」という。)であった。
- (8) 交流会に要した経費のうち、一部は出席者らから徴収した会費が充てられ、残りの243,372円の支払いに公金が支出された
- (9) (8) 中、243,372円を出席者1人当たりに換算すると、約4,125円となる。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 安八町食糧費取扱基準

食糧費を支出するにあたり、その執行基準（会食経費、茶菓子及び弁当代、緊急時用経費、予算執行、その他）が規定されている。

### 2 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決

- (1) 行政事務及び事業の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要性があり、これと同時又は引き続いて、会合自体では不十分なところをおぎなったり、又は外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というふさわしい節度ある会食又は社会通念上儀礼の範囲を超えない会食をすることは、食糧費の対象の範囲内であることができる」とされ、又、社会通念上儀礼の範囲を超えているか否かについては、行政事務及び事業と会合等との関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきとされた。

(2) 略

(3) 略

### 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

### 4 法第232条第1項

普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「食糧費は、行政事務執行上の必要性から費消される経費であるが、その使途から過大又は不必要と疑念が持たれないよう節度ある執行をす

べきである。安易に従来の例によることなく、真に必要な場合に限って執行することとするほか、その執行内容については、人数の制限などによって経費の節減を図り、必要最小限のものにとどめることとし、社会通念上の節度を逸脱することのないように努めなければならない。「社会通念上妥当と認められるもの」の範囲を明確にすることは容易ではないが、国家公務員倫理法第6条において、「事業者等から、金銭、物品、その他の財産上の利益供与若しくは供応接待を受けたとき（中略）（当該贈与等により受けた利益の価額が1件につき5千円を超える場合に限る）は、（中略）贈与等報告書を、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない」とし、かつ、「贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（中略）の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。」と規定していることから、国家公務員に対する5千円を超える利益供与、供応接待については、妥当性を欠くおそれが高いと考えていることがうかがえる。地方公務員も同様に考えるべきである。また、平成29年10月1日に施行された安八町食糧費取扱基準では会食経費とは、（中略）（ア）酒類を伴う場合 1人1回 5,000円、（イ）酒類を伴わない場合 1人1回 3,000円と規定されている。本件の請求書にはブッフェ料理 数量 1、単価 210,000円、御飲物 数量 1、単価 33,372円と記載されており、請求書の数量から推察すると、1人当たり 243,372円の支出であり社会通念上妥当と認められるものではない。」とした上で、「この会の出席者は町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後様々な施策に活用できる状態にしておかなければならることは言うまでもない。また、本件の出席者の氏名や人数が分かるものもなく、食糧費を支出して誰と交際したのかについても不明であり、食糧費の支出に関して疑義が持たれるものである。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、本件の会が開催されたのかすら疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本件請求にいう交流会について検討した。

生涯学習課の説明によれば、交流会は、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（3）、（4）のとおり、訪問団のうち児童8名は、平成30年12月7日（金）に、町立結小学校で給食体験を兼ねた学校交流（以下「学校交流」という。）、次いで平成30年12月8日（土）には、町側のホストファミリーとの交流を通じて、お互いの友好親善の輪を広げることを目的として、それぞれがホストファミリー宅への訪問（以下「ホームビジット」という。）のために来町した訪問団を歓迎するために開催されたものであった。

その中で、本件請求にいう公金の支出は、同／（5）にいう交流会にて、（7）のとおり、交流会の出席者ら、訪問団15名、ホストファミリー27名、町関係者

17名に係る公金（食糧費）の支出であり、その詳細については、同／（8）、（9）のとおり、交流会に要した経費のうち、一部は出席者らから徴収した会費が充てられ、残りの243,372円の支払いに公金が支出され、出席者1人当たりに換算すると約4,125円であった。

この公金（食糧費）の支出は、同／（1）のとおり、これまでの交流によって深い友好関係を築き上げてきた訪問団を歓迎するために開催され、かつ、同／（3）、（4）にいう学校交流やホームビジットを迎えるにあたり、同／（6）のとおり、交流会にて訪問団とホストファミリーとコミュニケーションを図るために費消されたものであり、また、本件請求にいう公金の支出は、安八町食糧費取扱基準に沿った食糧費の支出であった。

そして、第6 判断に当たっての関係法令等について／2 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決／（1）で示されている裁判例にも逸脱していないと考えられることから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。